

文教委員會議録第二十一号

昭和三十年七月一日(金曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 佐藤謙次郎君

理事赤城 宗徳君 理事伊東 岩男君

理事並木 芳雄君 理事竹尾 式君

理事辻原 弘市君 理事三宅 正一君

高村 坂彦君 杉浦 武雄君

野依 秀市君 藤本 捨助君

山口 好一君 河野 正君

野原 覺君 山崎 始男君

小牧 次生君 平田 ヒデ君

小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

出席府委員

文部事務次官 寺本 廣作君

文部事務官 (大臣官房) 北岡 健二君

會計課長

委員外の出席者

専門員 石井 易君

専門員 橋田 重左衛門君

六月二十九日

委員高村坂彦君、並木芳雄君、永山

忠則君及び大西正道君辞任につき、

その補欠として松澤雄蔵君、大高康

君、加藤録五郎君及び木下哲君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員大高康君及び松澤雄蔵君辞任に

つき、その補欠として並木芳雄君及

び高村坂彦君が議長の指名で委員に

選任された。

七月一日

理事並木芳雄君委員辞任につき、そ

の補欠として同君が理事に当選し

た。

六月二十九日

鹿兒島県の小、中学校屋内体操場設

置費国庫補助に関する請願(小牧次

生君紹介)(第二八四六号)

市町村立学校職員給与負担法の一部

改正に関する請願(小牧次生君紹介

(第二八四七号)

写真師法制定に関する請願(井手以

誠君紹介)(第二八四八号)

同(西村力彌君紹介)(第二八四九号)

同(野原覺君紹介)(第二八五〇号)

同(坂本泰良君紹介)(第二八五一号)

同(淡谷修蔵君紹介)(第二八五二号)

同(柳田秀一君紹介)(第二八五三号)

同月三十日

写真師法制定に関する請願(塚原俊

郎君紹介)(第二九五六号)

同(小林郁君紹介)(第二九五七号)

同(伊藤郷一君紹介)(第二九五八号)

同(白井莊一君紹介)(第三〇二九号)

同(山口好一君紹介)(第三〇三〇号)

同(阿部五郎君紹介)(第三〇三一号)

同(勝間田清一君紹介)(第三〇三二

号)

同(伊東岩男君紹介)(第三〇三三三

同(松前重義君紹介)(第三〇三三四)

同(八木一郎君紹介)(第三〇三五五)

同(栗山博君紹介)(第三〇三六六)

同(額綱彌三君紹介)(第三〇三七七

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

昭和二十七年九月三十日以前に給与

事由の生じた旧財団法人私学恩給財

団の年金の特別措置に関する法律案

(内閣提出第一〇九号)

教育公務員特例法第三十二条の規定

の適用を受ける公立学校職員等につ

いて学校看護婦としての在職を準教

育職員としての在職とみなすことに

関する法律案(赤城宗徳君提出、衆

法第三八号)

社会教育に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きま

す。

議事に入るに先立ちまして、理事の

補欠選挙を行います。理事並木芳雄君

が委員を辞任されましたので、理事が

一名欠員になっております。理事の選

挙は、先例によりまして委員長におい

て指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御異議なしと認めまし

て、並木芳雄君を理事に指名いたしま

す。

なお、松村文部大臣が出席になりま

せんので、暫時休憩、午後一時より再

開します。

午前十一時十三分休憩

午後一時三十六分開議

○佐藤委員長 再開いたします。

この際議事日程を追加し、教育公務

員特例法第三十二条の規定の適用を受

ける公立学校職員等について学校看護

婦としての在職を準教育職員としての

在職とみなすことに関する法律案(赤

城宗徳君提出、衆法第三八号)を議題

とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御異議なしと認めま

す。よって日程は追加せられました。

これにより教育公務員特例法第三十

二条の規定の適用を受ける公立学校職

員等について学校看護婦としての在職

を準教育職員としての在職とみなすこ

とに関する法律案を議題といたしま

す。提出者より提案理由の説明を聴取

いたします。赤城宗徳君。

教育公務員特例法第三十二条の規

定の適用を受ける公立学校職員等

について学校看護婦としての在職を

準教育職員としての在職とみな

すことに関する法律案

教育公務員特例法第三十二条の

規定の適用を受ける公立学校職員

員等について学校

看護婦としての在職を準教育職員

員としての在職とみなすことに

関する法律

公立又は官立若しくは国立の学校

(幼稚園を含む。以下同じ。)の学校

看護婦(昭和四十年十月二十九日以後

において、学校看護婦、学校衛生婦、

看護婦等の名称で児童、生徒等の養

護に当たつていたものをいう。)の職に

あつた者が、引き続き公立又は官立

若しくは国立の学校の養護訓導、養

護教員(国民学校の地方技官及び官

立の学校の附属国民学校の文部技官

をいう。)、養護教諭又は養護助教諭

となつた場合には、その者に対する

教育公務員特例法(昭和二十四年法

律第一号)第三十二条の規定による

恩給法(大正十二年法律第四十八号)

の準用又は恩給法の適用について

は、当該養護訓導、当該養護教員、

当該養護教諭又は当該養護助教諭と

しての在職に接続する当該学校看護婦

としての引き続き在職を恩給法の一

部を改正する法律(昭和二十六年法

律第八十七号)による改正前の恩給

法第三十二条第二項に規定する準教

育職員としての在職とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行

し、この法律施行の際現在在職して

いる者に限り適用する。ただし、こ

の法律施行前に既に給与事由の生じ

た場合であつても、その者が再就職

し、この法律施行後退職し、又は死

亡した場合にも適用があるものとす

る。

○赤城委員 ただいま議題となりまし

た教育公務員特例法第三十二条の規定

の適用を受ける公立学校職員等につ

いて学校看護婦としての在職を準教育職

員としての在職とみなすことに関する

法律案につきまして、その提案理由を

御説明申し上げます。

学校におきまして児童、生徒、教師の健康を守り、年間の保健行事の計画はもちろん、各種伝染病の予防、処置、救急看護のほか、さらに、児童、生徒の健康生活の指導等を担当いたします職務がきわめて重要なものでありますことはよく御承知の通りでございます。わが国におきましては、当初児童、生徒の養護や学校衛生に関する仕事を担当する者は、学校に置かれていなかったのですが、明治三十七年に至りまして、初めて福岡県女子師範学校附属小学校及び岐阜市京町小学校に養護をつかさどる職員が置かれ、ついで大正十一年には文部省におきまして、文部省学校看護婦を学校に配置いたし、以来、各方面におきましてかかる職員を置くべき必要性が認識せられるに至り、漸次児童、生徒の養護をつかさどる職員を置く学校が増加して参ったのでございます。その後、昭和四年十月に至りまして、文部省訓令をもって学校看護婦に関する件が制定され、学校に学校看護婦を置く際の学校看護婦の資格基準及びその職務内容が公けに定められたのでございます。

さらに、昭和十六年に至り、国民学校令の制定に伴いまして、児童の養護に当るべきものとして、判任官待遇の養護訓導の制度が法的に設けられまして、従来学校看護婦として学校に奉職いたしておりました者の大部分はこれによりまして養護訓導として引き続き在職いたすこととなったのでございます。

その後、昭和二十一年に国民学校令の改正がございまして養護訓導は文部技官または地方技官となり、学校教育

法の制定によりまして養護教諭と改称されまして今日に至っておりますのでございますが、さらに昭和二十三年十月に養護助教諭の制度が新設されて、それまで養護教諭となりませんでした学校看護婦のほとんど全部が養護助教諭となりまして、今日まででございます。この間、昭和二十四年に、教育公務員特例法が施行され、公立学校の教員は地方公務員となりましたので、その際、同法第三十二条によりまして引き続き公立学校に在職いたす場合に限って、恩給法の準用がなされることとなっておりますのでございます。

この法律は、かかる長い歴史を持っておりましてこの現在の養護教諭、養護助教諭等の前身たる学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の在職年数をも恩給年限の一部として通算いたそうとするものでございます。先ほども申し上げました通り学校看護婦の大部分は、実力におきまして、職務内容におきまして、国民学校令施行以来の養護訓導等と何ら変わるところのないものでございまして、ただ単にこれが法律上の制度として規定せられておりませんために、恩給法上の公務員として認められておらなかったものでございます。

先ほど御説明申し上げましたように、学校看護婦の制度上の変更はございまして、学校における衛生、保健にもつばら従事して参りました職員といたしましては、当時最高の資格者でございまして、かつて代用教員が準訓導に任用されることによつて恩給在職年数の通算の道が開かれたという場合とは事情を異にいたしますので、適及的に法律を制定する必要性が認められるわけでございます。さて、かかる学校看護

婦からの長年月を一貫いたしまして児童、生徒等の養護に身心をささげて参りました者も、すでに老境を迎え、過去の縁の下力持ちのような努力にも報いられること少く、退職勧告を受け、職を追われんとする者すら散見されるに至つては実情でございます。かくのごとき苦境に迫りやれんとする養護教諭の考後をいささかなりとも保障すべきは、現在の学校教育の遂行のためにも必要なことであると考えられるのでございます。

この際、この法案の要点を御説明申し上げますと、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で学校におきまして児童生徒等の養護をつかさどつておりました職員が、引き続き国民学校令によりまして養護訓導、養護教員になりました場合や、あるいはこれらの学校看護婦が引き続き学校教育法によりまして養護教諭、養護助教諭になりました場合には、その前身たる学校看護婦の在職を昭和二十六年法律第八十七号によりまして改正前の恩給上の準教育職員としての在職とみなしまして、改正前の恩給法第四十二条によりまして、恩給法上の公務員たる在職年に学校看護婦等の在職年数（二分の一）に相当する年数を通算いたされることになるのでございます。

以上、簡単にございまして提案理由の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいようお願いいたします。

○佐藤委員長 次に国会法第五十七条の三の規定に基きたいまの法律案に對しましては内閣の意見を聴取いたすことになっておりますので、今回の委

員会に求めることにいたします。

○佐藤委員長 次に昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案を議題として、質疑を継続いたします。辻原弘市君。

○辻原委員 本法案の中で改正年金額の改正前の年金額に対する比率を二倍半に引き上げることとしたておりますが、大臣の提案理由の御説明で若干は明らかであります。この二倍半に引き上げるといふ倍率が、他の恩給受権者のそれと比較いたしましたとき社会的に妥当であるのかどうか、この点をさらに具体的に御説明を承わりたいと思ひます。

○北岡政府委員 ただいまお尋ねのありました点についてお答え申し上げます。大体この私学恩給財団の掛金に相当します金額は一月三百円でございまして、そこで一月三百円の掛金を払つておる他の共済組合等における者がどんなような給付を受けるかということとを調べてみますと、もちろん現在の共済組合制度では、十五年で年金がつくという場合はございせん。いずれも二十年で年金がつくわけでございますが、公立学校の共済組合の場合には二十年で三万七千六百円、それから国家公務員共済組合の場合には三万五千八百円、私立学校教職員共済組合におきましては三万四千二百八十四円、厚生年金保険におきましては三万二千三百二十八円、こういうような金額に相なります。大体多少の差はございしますが、これはたとえば私立学校教職員共済組合の方が三万四千円ぐらいで、公立学校の方が三万円ぐら

いだといひますのは、もとになつておるものが、公立学校の場合には本俸だけでございまして、私立学校共済組合の場合は本俸に諸手当等を加えたもので計算いたします。そういうような関係で多少差が出て参ります。大体平均をとつてみますと三万二千七百四十円ぐらいになります。今度の改正に当りまして二十年のところが大抵三万二千五百円になるように、それが現在の給付年金額の大抵二・五倍になつておる。それに準じて十五年のところあるいは二十五年のところを合せた、こういうふうにしたしまして、これだけの社会保障制度との均衡は相当になつていくのではないかと、かように考へておる次第であります。

○辻原委員 いま一点明らかになつておきたい点があります。それは本法案によれば、施行の期日を公布の日からといたしておりますが、この年金受権者の関係側からは、本年の四月一日以降このような措置をとつてもらいたいというかねてからの主張があつたやに考へますが、その点、本法案を提出されました側においてはどうか、考へられておつたのか、法案を讀みますと、第一条に、昭和三十年四月分以降別表の改定年金額に改定する、かやうにありますが、施行日のいかににかかわらず恩給の受給者は本年四月一日にさかのぼつて同額が支給せられるものと、この解釈せられるのであります。が、そういうふうな解釈をして差しつかえないのかどうか、その点を明らかにしておいていただきたいのと、いま一つは、第三条にいうところの私学振興会からの助成金、これも同様四月一日にさかのぼつて行われるのか、そう

いうふうに解釈して差しつかえないか。これは受給者の側にとりましては非常に重要な点でありますので、その点完全に四月一日にさかのぼってすべてが適用せられるように、施行の期日とかかわりなくして法律が効力を発生するのかどうか、この点を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○北岡政府委員 第一点はこの法律の施行期日が公布の日からということになっておるが、昭和三十年四月以降についてこの改正規定が適用になり、年金額の改定が行われるのかどうかというお尋ねと存じます。この点は明文にありますように、公布の日から施行いたしますと、この条文全体が効力を発生いたします。従ひまして昭和三十年四月分以降、この改定額によつて年金が支給されることに相なります。

次に第二点は、三条に規定します私立学校振興会からの助成についても、同様な見解になるかどうかという点でございます。その点につきましては第三条の中にありますように、増加費用について私立学校教職員共済組合の負担とし、その負担に対して私立学校振興会が文部大臣の定めるところによつて助成するということになつておりますから、従ひまして振興会からの助成もこの増加費用全部を対象にして助成が行われる、こういうことに相なります。従ひまして実際に改定年金額によつて給付いたします時期が七月になりましても、あるいは八月になりましても、それ以後この年間において増加した費用全部について共済組合の負担となり、従つてそれに対して私立学校振興会からの助成が行われる、こういうわけでありまして、御心配になり

ましたような交付以前の分が打ち切られるというふうなことはないものと存じます。

○辻原委員 わかりました。

○佐藤委員 ほかには質疑はございせんか。――質疑がなければこれより討論に入ります。本案は討論を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつて討論は省略されました。本案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐藤委員 起立総員。本案は原案通り可決いたしました。

なお本案に伴う委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひます。

○佐藤委員 この際お諮りいたします。社会教育に関する件について参考人を招致したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員 御異議なければさうに決定いたします。なお人選等については委員長に御一任願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

〔参照〕

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二日印刷

昭和三十年七月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局